

第 1 1 回 定例農業委員会総会議事録（第 2 4 期）

1 日 時 令和 3 年 5 月 2 4 日（月） 9 時～ 9 時 4 7 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（ 1 1 名出席）

①松下 輝男 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤榎 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利

出席農地利用最適化推進委員（ 6 人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春
○白肌 正 ○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑨富永 勝志, ⑫石坂 務
(2) 農地利用最適化推進委員 ○石原 岩雄

5 遅刻委員

(1) 農業委員 ⑥田嶋 輝男

6 議事日程

議案第 1 7 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について

議案第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 0 号 非農地証明願いについて

議案第 2 1 号 農用地利用集積計画について

議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積）について

その他（報告等）・・・なし

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (白濱 和利)

ただ今から 第11回 定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (白濱 和利)

日程第1, 議事録署名委員の指名であります。議長において、1番 松下 輝男委員、2番 中野 和徳委員を指名いたします。

議長 (白濱 和利)

日程第2, 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。

よって、第11回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (白濱 和利)

日程第3, 諸報告であります。

私は、4月20日春の農業祭出店打ち合わせ会に出席し、その後5月5日春の農業祭参加予定でしたが、新型コロナ防疫対策により、開催が中止となりました。

また、5月11日古里公民館で、石原委員、園田委員、檜八重委員とともに、農地中間管理事業の話し合い活動に参加しました。

私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (白濱 和利)

日程第4, 議案第17号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第17号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和3年第4号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上であります。

議長 (白濱 和利)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (白濱 和利)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (白濱 和利)

日程第5，議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第18号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が4件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

申請譲受人は、〇〇 〇〇氏です。

〇〇氏は、現在農地を所有しており、申請地が農用地区域外に属する農地であるため、下限面積要件は1aとなり、要件を満たします。その他労働力等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は2ページです。

申請譲受人は、〇〇 〇〇氏です。

〇〇氏は、現在農地を所有しておらず、申請地が農用地区域外に属する農地であるため、下限面積要件は1aとなり、要件を満たします。その他労働力等についても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号3について、地図は3ページです。

申請譲受人は、〇〇 〇〇氏です。

〇〇氏は、年間150日程度農業に従事されておられます。申請地でも露地野菜を生産される予定です。労働力、下限面積等についても許可要件全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号4について、地図は4ページです。

申請譲受人は、〇〇 〇〇氏です。

〇〇氏は、現在、父、母、子と共に水稻・甘藷を生産されており年間90日程度、農業に従事されております。申請地でも飼料作物を生産される予定です。労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (白濱 和利)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

議案第18号にかかる調査は、5月12日に6番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく営農にも積極的に取り組んでおられました。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当です。以上です。

議長 (白濱 和利)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに

決定いたします。

議長（白濱 和利）

日程第6，議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第19号について，説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は，2件です。

それでは，整理番号順に御説明いたします。まず，整理番号1の事件です。

農業委員会意見書及び審査票は1ページ及び2ページ並びに地図は5ページから6ページをご覧ください。

本件は，資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は，市役所三笠支所から南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は，駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設から300m以内にある農地であることから，第3種農地に該当します。

申請譲受人は，本市〇〇に主たる事業所を置く，〇〇です。

譲受人は，建築・土木等の資材の小売業を営んでおり，現在，資材置場が不足しているため本件を申請されました。申請地は，整地され，資材置場として利用されます。申請地の排水は，自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については，農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして，整理番号2の事件です。

農業委員会意見書及び審査票は3ページ及び4ページ並びに地図は7ページから8ページをご覧ください。

本件は，駐車場及び資材置場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。

申請地の位置は，市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は，農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから，第2種農地に該当します。

申請譲受人は，本市〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。

譲受人は，夫の看板等製作会社の駐車場等が不足していることから，申請地に駐車場及び資材置場を建設するため本件を申請されました。申請地は，〇〇年〇月頃に造成工事がされており，既に造成されています。このことについて，申請人から「自宅の裏側隣接地であり，父親の土地でもあることからと安易な考えで造成工事を始めてしまい，父よりこの土地を受贈する際に農地転用の許可が必要であると知った」との始末書が提出されています。申請地の雨水は，敷地内の排水路により，市の排水路に流水されます。その他申請書類の審査の結果については，農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

議長 （白濱 和利）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6番委員 （田嶋 輝男）

議案第19号に係る調査結果について、報告します。

調査は、5月12日に、7番委員並びに私、及び事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告をいたします。

申請地は、北側は田、東側は雑種地、南側は道路、西側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は自然流下されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含め申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

従いまして、本件は許可相当であります。

次に、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、宅地及び畑に隣接していました。現地は、既に駐車場及び資材置場として使用されています。申請地の転用に当たっては、雨水が隣接地に流出するおそれがないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

従いまして、本件は許可相当であります。以上です。

議長 （白濱 和利）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （白濱 和利）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （白濱 和利）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (白濱 和利)

日程第7, 議案第20号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は, 本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し, また, 本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し, 利用することが困難であると判定された土地であります。

また, 証明願いが提出された後に行った, 農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって, 本件については, 非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。よって, 本件については, 非農地とし, 証明することに決定いたします。

議長 (白濱 和利)

日程第8, 議案第21号農用地利用集積計画についてを議題といたします。

ただし, 4番:園田委員, 8番:尻無濱委員, 尾上推進委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので, 議事参与分以外を先にご審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは議案第21号令和3年農用地利用集積計画書第5号について説明させていただきます。なお本計画書の公告年月日は, 令和3年5月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上議事参与の案件を除く, 所有権移転3件, 利用権設定4番までを説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (白濱 和利)

事務局の説明が終わりました。

これより, 質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 （白濱 和利）
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （白濱 和利）
ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 （白濱 和利）
次に議事参与分を審議いたしますので尾上委員は退席をお願いいたします。
（農地利用最適化推進委員尾上進委員退席）

議長 （白濱 和利）
それでは整理番号5番6番について、事務局に説明を求めます。

事務局 （川畑 幸博）
それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は3ページの5番と4ページの6番になります。

（議案資料にて説明）

以上、議事参与案件の2件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 （白濱 和利）
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （白濱 和利）
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (白濱 和利)
ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
尾上委員の着席を認めます。
(農地利用最適化推進委員尾上進委員着席)

議長 (白濱 和利)
引き続き議事参与分を審議いたしますので、園田委員は退席をお願いいたします。
(4番委員園田勇一委員退席)

議長 (白濱 和利)
それでは整理番号7番について、事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)
それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は4ページの7番になります。

(議案資料にて説明)

以上、議事参与に関わる分の1件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (白濱 和利)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (白濱 和利)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (白濱 和利)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。
園田委員の着席を認めます。
(4番委員園田勇一委員着席)

議長 (白濱 和利)

引き続き議事参与分を審議いたしますので尻無濱委員は退席をお願いいたします。
(8番委員尻無濱俊幸委員退席)

議長 (白濱 和利)

それでは整理番号8番について、事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は4ページの8番になります。

(議案資料にて説明)

以上、議事参与に関わる分の1件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (白濱 和利)

事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。
尻無濱委員の着席を認めます。
(8番尻無濱俊幸委員着席)

議長 (白濱 和利)

日程第9、議案第22号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（奥 裕太）

それでは議案第22号についてご説明いたします。下限面積につきましては、昨年度の総会においても議題に提案し審議していただきました。

まず簡単に下限面積についてご説明いたします。資料1ページの「下限面積とは」をご覧ください。農地を耕作目的で所有権移転や貸借をする場合、農地法第3条の許可要件を全て満たす必要がありますが、その要件の1つに下限面積要件があります。

下限面積要件とは、効率的かつ安定的に農業経営を確保するために、許可後に経営する面積が一定規模以上にならないと許可ができないとするものです。

「農地法第3条第2項第5号」をご覧ください。農地法第3条第2項第5号の原則では、農地の所有権移転や貸借を設定する場合の下限面積は50アールとなっております。

ただし、農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、下限面積の別段の面積を定めることができることとなっております。その方法は、二通りございます。農地法施行規則第17条第1項と第2項です。「農地法施行規則第17条第1項」をご覧ください。

第1項では、定められた3つの基準に従い、別段の面積を定めることができることとなっております。

この3つの基準とは、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一であること、別段面積は、10アール以上でアール単位であること、設定区域内において別段の面積未滿で営農している耕作者数が設定区域内の耕作者数の40パーセント以上であることとなっております。

次に第2項についてです。資料2ページの「農地法施行規則第17条第2項」をご覧ください。

第2項では、設定区域が次のいずれにも該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、設定区域及びその周辺の農地の利用状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積に設定できることとなっております。

一つ目は耕作放棄地、遊休農地などの不耕作地が相当程度存在する場合、二つ目は下限面積未滿の農地などを耕作するものが増加することにより、「別段の面積」を定める区域内及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないこととございます。

本市におきましては、一昨年の6月から、下限面積を農用地区域内においては30アール、農用地区域外においては1アールと定めております。

また、下限面積については、農業委員会の適正な事務実施を求めた国の通知により、毎年、検討を行うこととなっており、検討の内容は、利用状況調査、農林業センサス等の結果等に基づき行うこととされております。

本農業委員会では、毎年5月の総会において、当該検討を行っており、本年にお

いても、昨年までと同様、検討を行うこととさせていただきます。

それではまず農用地区域内を30aとすることについてです。

資料3ページをご覧ください。こちらは、農地法施行規則第17条第1項を適用し、検討いたしました。

まず第1号の条件、設定区域については、農用地区域内を提案しております。自然的条件、経済的条件は著しい変化はないと判断しております。

第2号の条件、別段面積の単位については、第3号の条件のあとにご説明いたします。

第3号の条件、設定区域内の全耕作者数に対する経営耕地面積が下限面積未満の耕作者数の割合については、表をご覧ください。

本市の農用地区域内における全耕作者数は1419人です。

これに対し、経営耕地面積が30a未満の耕作者は583人で41%、20a未満の耕作者は403人で28%、10a未満の耕作者は209人で15%となっております。

したがって、第3号の条件を満たす経営耕地面積は30アールです。

続きまして、第2号の条件、別段面積は10a以上でアール単位であることについては、別段面積を30アールとした場合これを満たします。よって、農用地区域内におきましては、見直しの結果、農地法施行規則第17条第1項の基準をすべて満たすことから、昨年同様下限面積は30アールとしようとして提案するものであります。

次に農用地区域外を1aとすることについてです。資料4ページをご覧ください。こちらは、農地法施行規則第17条第2項を適用し、検討いたしました。

まず第1号、耕作放棄地、遊休農地などの非耕作地が相当程度存在する場合についてです。

①をご覧ください。現在の阿久根市は、耕作地が56%不耕作地が44%という状況であります。

そして、ここからさらに農用地区域内と区域外における状況を出してみました。

②をご覧ください。農用地区域内における耕作地・不耕作地の割合は、81%が耕作地、19%が不耕作地と、8割以上が耕作されていることが分かりますが、資料5ページ③をご覧ください。農用地区域外における耕作地・不耕作地の割合は、29%が耕作地、71%が不耕作地という状況です。

資料①～③より、阿久根市全体で相当数の不耕作地があることが分かります。特に、農用地区域外においては7割が不耕作地で、農地の遊休化が特に深刻な状況であることが分かります。よって、第1号に該当します。

資料6ページをご覧ください。次に第2号、下限面積未満の農地などを耕作するものが増加することにより、「別段の面積」を定める区域内及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないこと、についてです。

こちらを言い換えますと、この下限面積未満の農地というのは、ここでは1aの

ことです。下限面積を1 a と設定し、1 a 未満の農地を耕作する方が増えることによって、農地の分散を招き、認定農業者や農地所有適格法人等の面的な集積に支障を及ぼすことがないかということです。

これを検討するにあたって、基盤法による利用権設定に着目いたしました。

このグラフは基盤法によって利用権設定をした農地における農用地区域内と区域外の割合を示したものです。農用地区域内については88%、区域外については12%でありました。

これにより農用地区域内の農地については、認定農業者や農地所有適格法人等への農地の集約による効率的な農用地利用を図ることが必要と見込まれますので、別段面積を引き下げることが難しいですが、農用地区域外農地については、農地の分散を招き、認定農業者や農地所有適格法人等の面的な集積に支障を及ぼすことがそれほどないと考えられます。

よって、第2号に該当します。

これより農用地区域外においては農地法施行規則第17条第2項をすべて満たすことより、昨年同様、下限面積は1 a とすることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (白濱 和利)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての事務局の説明は、現状維持であります。事務局の提案にご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (白濱 和利)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (白濱 和利)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長（白濱 和利）
事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）
ございません。

議長（白濱 和利）
それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 4 7

農業委員会会長 -----

議事録署名人 -----

議事録署名人 -----

書 記 -----